



基発第0116009号
平成15年1月16日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長
(公 印 省 略)

療養（補償）給付たる療養の費用の受任者払の取扱いについて（一部改正）

柔道整復師の施術料に関する受任者払については、昭和34年8月5日付け基発第545号「柔道整復師に対する療養補償費の受任者払の取扱いについて」（以下「545号通達」という。）に基づき、また、あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師の施術料に係る受任者払については、昭和57年5月11日付け基発第326号-2「指名施術所に対する療養（補償）給付たる療養の費用の受任者払の取扱いについて」（以下「326号-2通達」という。）によりそれぞれ取扱うこととされているところであるが、今般、指名期間の更新手続きについて指名申請者等の事務負担の軽減を図る等の観点から、その取扱いの一部を下記のとおり改め、今後新たに指名を行う者について適用することとし、既に指名を受けている者については、当該指名期間満了の日の翌日から適用することとしたので、事務処理に遺漏なきを期すとともに、受任者払を行っている施術者に対し改正内容を周知されたい。

記

1 545通達関係

- (1) 記の1の(1)中の「都道府県労働局長」を「柔道整復師の施術所の所在地を管轄する都道府県労働局長（以下「所轄局長」という。）」に改める。
- (2) 記の1の(7)を次に改める。

指名期間は原則として2年とすること。ただし、被災労働者と指名柔道整復師との間で受領委任に関し支障があった場合等（(4)の遵守事項又は必要な施術担当指針に

該当する場合を除く。)であって、期間満了の日の1か月前までに所轄局長が更新しない旨の通知を行った場合、または、指名柔道整復師から特段の意思表示があった場合を除き、期間満了の日の翌日において、更に2年間順次更新したものとすること。

なお、施術所の廃止等により、その資格の存続ができなくなったときは、当該指名柔道整復師の施術所の所在地を管轄する労働基準監督署長を経由して指名を受けた所轄局長にその旨及び廃止等の年月日を届け出なければならないものであること。

2 326号-2 通達関係

(1) 記の1の(2)の別添様式の「労災保険指名施術所指名通知書」(様式第8号)を別添様式に改める。

(2) 記の1の(3)を次に改め、記の1の(4)を削除し、(5)を(4)に、(6)を(5)に、(7)を(6)に改める。

前記(2)の指名は、指名の日から起算して2年とする。ただし、被災労働者と指名施術所との間で受領委任に関し支障があった場合等((5)の指名の取消しに該当する場合を除く。)であって、期間満了の日の1か月前までに所轄局長が更新しない旨の通知を行った場合、または、指名施術所の開設者から特段の意思表示があった場合を除き、期間満了の日の翌日において、更に2年間順次更新したものとすること。

なお、施術所の廃止等指名施術所としての資格の存続ができなくなったときは、所轄署長を経由して所轄局長にその旨及び廃止等の年月日を届け出なければならないものであること。

労災保険指名施術所指名通知書

1. 施術所の名称	
2. 施術所の所在地	
3. 指定の期間	年 月 日から 年 月 日まで

上記の施術所を労災保険の指名施術所として指名しましたので通知します。

ただし、当職より更新をしない旨の通知を行った場合、または、貴殿から特段の意思表示があった場合を除き、指定期間満了の日の翌日より更に2年間順次更新したものとします。

平成 年 月 日

労働局長 印

指名申請者 _____ 殿